

一般社団法人南三陸研修センター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人南三陸研修センターと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を宮城県本吉郡南三陸町入谷に置く。

2 当法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(目的および事業)

第3条 当法人は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災後の東北地方の復興を支援することにより、広く公共の福祉に寄与する活動を行うことを目的とする。その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) ボランティア活動者等のための研修宿泊施設の運営
- (2) 大学生等を対象とした研修プログラムの運営
- (3) 地域貢献活動および社会福祉活動の実施
- (4) 企業、大学、地域交流型の持続的な地域活性化事業の実施
- (5) 南三陸町の復興グッズ等開発・制作および販売
- (6) 復興イベントおよび広報活動の実施
- (7) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、電子により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告することができない場合は、官報に掲載することにより行う。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、理事会において別に定めるところにより、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、社員総会において別に定めるところにより、入会金及び会費を納入しなければならない。

(社員の資格喪失)

第7条 社員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

(退社)

第8条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 当法人の社員が、次の各号の一に該当するときは、一般社団及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

- (1) 当法人の定款又は規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を毀損し、又は当法人の目的に反する行為をしたとき
- (3) 暴力団、その構成員、準構成員、暴力団関係企業、その他公序良俗に反する団体又はその構成員若しくは関係者として理事会において別に定める者に該当することが判明したとき
- (4) その他当法人の適正な運営の維持のため正当な事由があるとき

(社員名簿)

第10条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(社員総会)

第11条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 役員を選任及び解任
- (2) 役員報酬等の額又はその支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の事業報告及び決算並びに公益目的支出計画実施報告の承認
- (5) 入社基準並びに入会金及び会費等の金額
- (6) 社員の除名
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け
- (8) 解散及び残余財産の帰属
- (9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡
- (10) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(招集)

第13条 社員総会の招集は、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。ただし、すべての社員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

2 社員総会の招集通知は、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって又は電磁的方法により、会日の1週間前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第14条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第15条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(決議の省略等)

第17条 社員総会に出席できない社員は、社員である代理人1名によって議決権を行使することができる。

2 理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その

提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第18条 理事が社員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

(社員総会運営規則)

第20条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会運営規則による。

第4章 役員

(員数)

第21条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5名
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち、1名を代表理事とし、2名以内を一般法人法第91条第1項第2号に規定する執行理事とすることができる。

(選任等)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。

ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

- 2 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員

総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(理事の職務権限並びに代表理事の選定及び職務権限)

第24条

理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、当法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 当法人は、代表理事1名を置き、理解会の決議により定める。
- 3 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(監事の職務権限)

第25条 監事は、以下の職務を行うものとする。

- (1) 理事の職務の執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) 当法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類、事業報告書及び公益目的支出計画実施報告書を監査すること。
- (3) 社員総会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを社員総会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、代表理事に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- (7) 理事が当法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によって当法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員報酬等)

第26条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第27条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除)

第28条 当法人は、役員一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 当法人は、外部役員等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 理事会

(設置)

第29条 当法人に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事及び執行理事の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することがで

きない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。)の整備
- (6) 第28条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(種類及び開催)

第31条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度4回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 代表理事が必要と認めたとき。
 - (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 第25条第5号の規定により、監事から代表理事に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第32条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 前条第3項第3号による場合は、理事が、前条第3項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。
- 3 代表理事は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の3日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第 3 3 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(定足数)

第 3 4 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決 議)

第 3 5 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 3 6 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 3 7 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第 3 8 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第 3 9 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第 6 章 基 金

(基金の拠出)

第 4 0 条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第 1 3 1 条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第41条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続、基金の管理及び基金の返還等の取扱については、理事会の決議により定める基金取扱規程によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第42条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

2 前項の規定にかかわらず当法人は、次条に定める基金の返還の手続により、基金をその拠出者に返還することができるものとする。

(基金の返還の手続)

第43条 基金の拠出者に対する返還は、定時社員総会の決議に基づき一般法人法第141条に規定する限度額の範囲内で行うものとする。

2 前条第2項の基金の返還手続については、理事が決定したところに従って行う。

第7章 計算

(事業年度)

第44条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から(翌年)3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第45条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(剰余金)

第46条 当法人は剰余金の分配を行うことが出来ない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第48条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第49条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 附則

(最初の事業年度)

第50条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成25年3月31日までとする。

(設立時の理事、代表理事及び監事)

第51条 当法人の設立時の理事、代表理事及び監事は、次のとおりである。

設立時理事	高橋 修
設立時理事	阿部 博之
設立時理事	柏木 正博
設立時理事	石田 順子
設立時代表理事	多田 孝文
設立時監事	鈴木 清美
設立時監事	遠藤 義安

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第52条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

東京都豊島区西巣鴨三丁目20番1号
学校法人大正大学

東京都豊島区西巣鴨三丁目20番1号
株式会社ティー・マップ

神奈川県横浜市港北区箕輪町三丁目12番1号
多田 孝文

東京都稲城市矢野口1062番地
柏木 正博

東京都港区芝2丁目10番5-1002号
石田 順子

(法令の準拠)

第53条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人南三陸研修センター設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成24年6月1日

設立時社員 学校法人大正大学 印

設立時社員 株式会社ティー・マップ 印

設立時社員 多田 孝文 印

設立時社員 柏木 正博 印

設立時社員 石田 順子 印